

特記仕様書

I. 業務概要

1. 業務名： 本庁舎等消防用設備保守点検業務
2. 履行場所： 那覇市泉崎1丁目2番2号（本庁舎）
名護市大南1丁目13番11号（北部合同庁舎）
沖縄市美原1丁目6番34号（中部合同庁舎行政棟）
那覇市旭町112-18（旭町会館）
那覇市寄宮1丁目7番1号（知事公舎）
3. 履行期間： 令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月 31日まで

4. 業務仕様

- (1) 本特記仕様書に記載されていない事項は、以下による。
- 建築保全業務共通仕様書(令和5年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部（以下「共通仕様書」という。）
 - 質問回答書
- (2) 業務仕様書（特記仕様書、共通仕様書、質問回答書）に定めがない事項は、施設管理担当者と協議する。
- (3) 本特記仕様書の表記
- ① ・印と○印の双方が付いた項目は、○印を対象とする。
 - ② ・印と※印の双方が付いた項目は、※印を適用する。
 - ③ ※印と○の双方が付いた項目は、○印を適用する。
 - ④ ※と○印の双方が付いた項目は、※と○印の双方を適用する。
 - ⑤ ・印の項目は適用しない。
- また、各項目に付記した【 】は、共通仕様書における該当項目等を示す。
例：【I 1.2.3】第1編 1.2.3 に該当する項目。

5. 対象業務

本業務の対象業務および範囲等は以下の通りとする。

- (1) 定期点検等及び保守業務 【II 1.1.2 ～ 8.4.2】
○防災設備 : 対象部位及び数量は別紙 1 による。...
- (2) 防災管理点検
○対象施設 : 沖縄県本庁舎。...

II. 一 般 共 通 事 項

1. 一般事項

(1) 受注者の負担の範囲 【I 1. 1. 3】

業務の実施に必要な施設の光熱水等の費用負担.....

※なし.....・有り（・電気.....・ガス.....・水道.....）.....

(2) 報告書の書式等 【I 1. 1. 5】

業務報告書の書式等は以下により必要に応じ写真等も添付する。

.....「令和5年版年版建築保全業務報告書書式集」.....

.....令和5年版「国の機関の建築物の点検、確認ガイドライン」の点検様式1-1～3-2-1.....

◎その他.....施設管理者の承諾するもの.....

(3) 守秘義務

本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

(4) 著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。

(5) 業務の再委託

軽微な部分とする再委託の範囲は以下による。

.....資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計.....

◎防災管理点検に係る業務.....

2. 業務関係図書

(1) 業務計画書等

次の書類を作成し、定められた期日までに施設管理担当者の承諾を得ること。

◎業務計画書【I 1. 2. 1】.....（作業着手前まで）

◎緊急連絡表.....（作業着手前まで）

◎作業計画書【I 1. 2. 2】.....（協議のうえ業務開始後15日以内まで）

(2) 貸与資料【I 1. 2. 3】

業務の実施に必要な次の関係資料を貸与する。なお、業務終了後速やかに返却する。

① 諸官庁提出書類控え（・事業用電気工作物保安規程.....◎官公署届出書類.....）

② 工事業者関連（・緊急連絡先一覧表.....・工事関係者一覧表.....）

③ 設備関連（・設備機器台帳.....・備品、予備品一覧表.....・什器備品一覧表.....）

④ 点検・検査記録簿関連

.....（・エネルギー計測記録.....・光熱水量検針記録.....・事故、修繕、更新記録.....）

・空気環境測定記録.....・使用前自主検査記録.....・定期自主検査記録.....
・特殊建築物等調査記録.....・建築設備定期検査記録.....◎消防設備点検結果報告書
・エレベーター定期検査記録(報告書).....・ばいじん濃度測定記録.....)

⑤ 図面類

(◎完成図.....◎完成図の第二原図.....◎各種施工図.....◎機器完成図.....
◎機器性能試験成績.....・総合調整報告書.....)

⑥ 管理資料(・機器類のカタログ.....◎機器取扱説明書.....◎機器類保証書.....
・保守契約リスト.....◎建築物等の利用に関する説明書.....)

(3) 業務の記録 【I 1.2.4】

次の書類を整備し、常時閲覧が可能なように保管を行い、業務終了後に提出する。

(◎施設管理担当者との打合せ記録簿.....◎メンテナンス用台帳類.....◎計画・報告書類.....◎作業日誌類.....◎事故、修繕、更新記録簿等.....◎点検記録簿.....・運転記録簿.....・計測記録簿.....)

(4) 関連規程等

本業務実施の上で関連する沖縄県の諸規程は次のとおり。

- ① 沖縄県本庁庁舎等電気工作物保安規程
- ② 沖縄県庁舎内における電気機器の使用要綱
- ③ 沖縄県庁舎等管理規則
- ④ 沖縄県庁舎等防火管理規程及び消防計画書

3. 業務現場管理

(1) 業務責任者【I 1.3.2】

本業務の実施に先立ち、次の実務経験を有する業務責任者を選任し、氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証(写)及び受注者との雇用関係を証明する書類について書面をもって施設管理担当者に通知する。(業務責任者は業務担当者を兼任できる。)

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

・定期点検及び保守業務の実務経験 年以上

(2) 法定資格者の選任

本業務の実施に先立ち、業務実施上必要な次の法定資格者を選任し、氏名、生年月日、経歴書及び業務に関する資格を証明するものについて書面をもって施設管理担当者に通知する。なお、法定資格者に変更があった場合も同様とする。

①点検等業務(資格の兼任可)

◎消防設備士(甲種1～5類、乙種6類).....2名以上

◎消防設備点検資格者(1種、2種).....各3名以上

②緊急対応業務(資格の兼任可)

◎消防設備士(甲種1～5類).....2名以上

◎消防設備士(甲種4類又は乙種4・7類)のうち、電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けている者……1名以上

※①と②は兼任可

(3) 業務条件 【I 1.3.3】

① 定期点検等及び保守業務の実施時間帯

実施日は施設管理担当者と協議する。

なお、本業務は原則として日中に行うものであるが、発注者が指定する業務については夜間に行う場合がある。

平日(開庁日:月曜日～金曜日(祝祭日を除く))

8時 30分～ 17時 15分

休日(閉庁日:土・日曜日及び祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日))

8時 30分～ 17時 15分

② 緊急時対応

本業務対象設備に制御不能や誤報等が発生し連絡を受けた時は、1時間以内に現場に駆けつけ、処置又は応急処置を行ない、当日又は後日速やかに施設管理担当者に報告するものとする。

また、各庁舎にて火災等災害が発生した際には、本業務対象設備の操作補助や助言及び復旧作業を行うこと。

③ 消防訓練等への協力

各庁舎での消防訓練や防災訓練等の際には、消防設備に関する設定や復旧の操作及び消防設備の機器取扱い説明の実施等に協力すること。

④ 異常時の報告

本業務を実施中に設備機器の異常を発見したとき、又は共通仕様書Ⅱ1.1.3に記載する保守の範囲を越える修理が必要であると判断したときは、ただちに施設管理担当者に報告し、協議の上適切な処置を講ずるものとする。

⑤ 官公署への届け

官公署への報告が必要なものについては、受注者においてこれを代行する。

⑥ 災害等における非常時の対応

本庁舎において、火災、地震、津波、新型インフルエンザ等による非常事態が発生した場合は、本業務に優先的に人員の配置、及び消耗品の補充ができるような体制をとること。

(4) 電気工作物の保安業務 【I 1.3.4】

電気事業法の保安規程の適用 …有り(「保安規程」は別紙による。) ◎なし

4. 業務の実施

(1) 業務担当者 【I 1.4.1】

本業務の実施に先立ち、次の実務経験を有する業務担当者を選任し、氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証(写)及び受注者との雇用関係を証明する書類について書面をもって施設管理担当者に通知する。

なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。

・定期点検及び保守業務の実務経験 年以上

(2) 業務に密接に関連する別契約の業務等 【I 1.4.4】

◎有り (中央監視業務、空調・施設設備保守点検業務、警備、清掃)なし

(3) 立会いを要する行事等 【I 1.4.5】

◎有り (各庁舎の消防訓練.....)なし

(4) 業務の報告 【I 1.4.7】

報告書等による報告期限は下記の通り。ただし、緊急性のあるものは適宜報告する。

・日常点検業務：翌日 時まで(翌日が休日の場合、休日明け)

◎定期点検業務：翌月の 10 日まで

・建築物点検業務：当該施設の点検終了後 1 週間以内

5. 業務に伴う廃棄物の処理等

(1) 廃棄物等の処理 【I 1.5.1】

①業務の実施に伴い発生した廃棄物の処分費用は、原則として、受注者負担とする。
ただし、次の発生材は除く。

・ランプ類 ・オイル類

②発生材の保管場所 別図 による。 現場説明書による。...

6. 建物内施設等の利用

(1) 居室等の利用 【I 2.1.1】

・別図 による。 現場説明書による。.....

(2) 駐車場の利用 【I 2.1.3】

・別図 による。 ◎業務実施予定日の1ヶ月前までに作業予定表を提出すること。.....

7. 作業用仮設物及び持込資機材等

(1) 作業用足場等 【I 2.2.1】

・別図 による。 現場説明書による。.....

Ⅲ. 特記事項

本業務の特記事項は以下による。

1. 定期点検等及び保守業務

(1) 一般事項

① 保守の範囲【Ⅱ1.1.3】

○その他の保守の範囲（別紙2「修繕等の実施及び消耗品類の購入について」参照）

○その他の保守の範囲（泡消火剤の補充（300ℓ）※ 令和6年のみ）

② 支給材料【Ⅱ1.1.6】

・記載以外の支給材料（.....）

③ 点検の省略【Ⅱ1.1.8】

点検・保守が困難な部分等の対応については、事前に施設管理担当者と協議する。

④ 支障がない状態の確認記録【Ⅱ1.2.3】

記録様式（・別紙.....による。○施設管理担当者と協議する。）

(2) 防災設備 : 本業務の点検項目及び点検内容は以下による。

項 目	特記事項
消防法関係	○消防用設備等【Ⅱ6.2.2】 ・特殊消防設備の点検
建築基準法関係	設備名（・.....・必要資格.....・点検周期・.....） ・非常用照明装置【Ⅱ6.3.2】照度測定（・実施する・実施しない） ○防火戸、防火シャッター【Ⅱ6.3.3】 ○防火ダンパー【Ⅱ6.3.4】 ○排煙設備【Ⅱ表6.3.5(A)(B)】（自然排煙.....機械排煙） ○その他の避難設備等【Ⅱ6.3.6】 ・災害対応等【Ⅱ6.3.7】（※別途とする.....）

本庁舎 消防設備 数量表

PAGE 1

※点検種類等・・・「備考」に明記しているもの以外は「総合点検」と「機器点検」の2点検実施

No	名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
1	自動火災報知設備点検				
	差動式 分布型感知器		個	16	
	差動式 スポット型感知器		個	1,032	
	定温式 スポット型感知器		個	174	
	煙 感 知 器		個	1,054	
	中 継 器		個	139	
	発 信 器	P型1級	個	111	
	表 示 灯		個	111	
	常 用 電 源		組	2	
	予 備 電 源		組	2	
	非 常 電 話		回線	44	
2	非常放送設備点検				
	増 幅 器	出力3480W	台	1	
	自動火災報知設備の連動		個	1	
	スピーカー		個	1,186	
	音量調整器		個	504	
	遠隔操作器		台	1	
	常 用 電 源		組	1	
	予 備 電 源		組	1	
	音圧確認、非常電源 による総合作動等		式	1	総合点検のみ

本庁舎 消防設備 数量表

PAGE 2

※点検種類等・・・「備考」に明記しているもの以外は「総合点検」と「機器点検」の2点検実施

No	名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
3	誘導灯設備点検				
	誘導灯		灯	592	総合点検の代わりに、機器点検を2回。
	誘導標識		枚	156	
	誘導灯制御装置		式	1	
	配線点検		式	1	総合点検のみ
4	ハロゲン化物消火設備点検				
	消火剤貯蔵容器	ハロンガス容器	基	20	
	容器弁開放器	ガス圧式	個	20	
	起動用ガス容器		個	13	
	起動用操作箱		個	13	
	音響装置		組	1	
	制 御 盤	13回線	面	1	
	表 示 盤		面	1	
	専用電源装置		組	1	
	圧力スイッチ		個	13	
	逆 止 弁		個	13	
	ダンパー装置		面	59	
	放出表示灯箱		個	34	
	選 択 弁		個	13	
	ヘ ッ ド		個	51	
	スピーカー		組	26	
	作動試験		式	1	
	放出試験		式	1	総合点検のみ

本庁舎 消防設備 数量表

PAGE 3

※点検種類等・・・「備考」に明記しているもの以外は「総合点検」と「機器点検」の2点検実施

No	名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
5	非常コンセント設備点検				
	非常用コンセント	単相100V	個	34	
6	消火器点検				
	粉末加圧消火器		本	380	
7	防火・防排煙設備点検				
	煙感知器		個	248	
	定温式 スポット型感知器		個	2	
	ダンパー		個	144	
	排煙口		個	79	
	防火戸		枚	266	
	シャッター		個	64	
	可動垂れ壁		連	15	
	排煙機		台	14	
	中継器		個	151	
	給気口		個	36	
	ブザー		個	27	
	手動開放装置		組	189	
	各種動作確認		式	1	総合点検のみ

本庁舎 消防設備 数量表

PAGE 4

※点検種類等…「備考」に明記しているもの以外は「総合点検」と「機器点検」の2点検実施

No	名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
8	スプリンクラー設備点検				
	加圧送水装置		組	2	
	起 動 装 置		組	2	
	ヘ ッ ド		個	6,495	
	制 御 盤		面	2	
	流水検知装置		組	32	
	表示盤		面	1	
	呼 水 装 置		組	2	
	送 水 口		箇所	4	
	圧力スイッチ		個	32	
	末端試験弁		個	32	
	連動試験		式	2	総合点検のみ
9	泡消火設備点検				
	加圧送水装置		組	1	
	起 動 装 置		組	1	
	ヘ ッ ド	泡ヘッド	個	1,492	
	ヘ ッ ド	感知ヘッド	個	930	
	制御盤		面	1	
	流水検知装置		組	7	
	圧力スイッチ		個	7	
	一斉開放弁		個	218	外観点検
	薬剤貯蔵槽		基	1	
	混 合 装 置		組	1	
	表示盤		面	1	
	手動開放弁		個	218	
	呼 水 装 置		組	1	

本庁舎 消防設備 数量表

PAGE 5

※点検種類等・・・「備考」に明記しているもの以外は「総合点検」と「機器点検」の2点検実施

No	名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
	水源(貯水槽)		組	1	
	発泡試験		式	0	※R6は点検なし
	放水試験		式	0	※R6は点検なし
	消火剤の補充等	300ℓ	式	1	総合点検時を想定
10	連結送水管設備点検				
	表示灯		個	30	
	放水用器具格納箱		組	14	
	送水口		組	2	
	放水口		組	20	
	配管耐圧試験		式	0	※R6はなし 総合点検のみ
	ホース耐圧試験	消防隊専用	式	0	※R6はなし 総合点検のみ
11	粉末消火設備点検				
	粉末容器		基	2	
	加圧用容器		個	2	
	薬剤チェック		式	2	
	ホースリール		個	2	
	表示灯		個	2	
12	総合操作盤点検				
	表示機能テスト		式	1	
	警報機能テスト		式	1	
	操作機能テスト		式	1	
	情報伝達機能テスト		式	1	
	制御機能テスト		式	1	
	記録機能テスト		式	1	
	消防活動支援機能テスト		式	1	

本庁舎 消防設備 数量表

PAGE 6

※点検種類等・・・「備考」に明記しているもの以外は「総合点検」と「機器点検」の2点検実施

No	名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
13	ガス漏れ火災警報				
	受信機		面	7	
	表示盤		面	1	
	検知器(警報付)		個	8	
	検知器(警報なし)		個	2	
	中継器		個	1	
	警報装置		個	7	
14	屋内・屋外消火栓設備				
	加圧送水装置		組	3	
	制御操作盤		面	3	
	屋内消火栓		組	76	
	屋外消火栓		組	4	
	起動スイッチ		個	80	
	呼水装置		組	3	
	放水試験		式	3	総合点検のみ
	ホース耐圧試験		式	0	※R6はなし 総合点検のみ
15	避難はしご設備				
	避難はしご(2～14F)		組	78	各フロア6箇所ずつ
16	火災管制開錠装置				
	火災管制開錠装置		箇所	16	
17	防災管理点検				
	防災管理点検業務		式	1	

北部合同庁舎 消防設備 数量表

PAGE 1

※点検種類等・・・「備考」に明記しているもの以外は「総合点検」と「機器点検」の2点検実施

No	名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
1	自動火災報知設備点検				
	受信機(35回線)	P型1級	面	1	
	差動式 スポット型感知器		個	185	
	定温式 スポット型感知器		個	61	
	煙 感 知 器		個	72	
	発 信 器		個	15	
	表 示 灯		個	15	
	警報ベル		個	17	
	常用電源		個	1	
	予備電源		個	1	
2	非常放送設備				
	増幅器	出力266W	台	1	
	スピーカー		個	155	
	音量調整器		個	95	
	常用電源		組	1	
	非常電源		組	1	
	音圧確認、非常電源 による総合作動等		式	1	総合点検のみ
3	誘導灯設備点検				
	誘導灯		灯	26	
	誘導標識		枚	11	
	配線点検		式	1	総合点検のみ

北部合同庁舎 消防設備 数量表

PAGE 2

※点検種類等・・・「備考」に明記しているもの以外は「総合点検」と「機器点検」の2点検実施

No	名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
4	消火器設備				
	粉末加圧消火器		本	51	
	二酸化炭素	7型	本	2	
5	防火・防排煙設備点検				
	制御盤	24回線	台	1	
	煙感知器		個	26	
	防火戸		個	18	
	シャッター		個	12	
	手動開放装置		組	12	
6	連結送水管設備点検				
	表示灯		灯	1	
	送水口		組	1	
	放水口		組	3	
	配管耐圧試験	65A×65A	式		R6はなし 総合点検のみ
7	粉末消火設備点検				
	粉末タンク		基	7	
	加圧用容器		基	7	
	起動用ガス容器		個	7	
	薬剤点検		式	7	
	ホースリール		個	7	
	表示灯		個	7	

中部合同庁舎行政棟 消防設備 数量表

PAGE 1

※点検種類等・・・「備考」に明記しているもの以外は「総合点検」と「機器点検」の2点検実施

No	名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
1	自動火災報知設備点検				
	受信機(17回線)	P型1級	式	1	
	差動式 スポット型感知器		個	136	
	定温式 スポット型感知器		個	6	
	煙 感 知 器		個	29	
	発 信 器	P型1級	個	10	
	表 示 灯		個	10	
	警 報 ベ ル		個	2	
	常 用 電 源		組	1	
	予 備 電 源		組	1	
2	非常放送設備点検				
	増 幅 器	出力720W	台	1	
	自動火災報知設備の連動		個	1	
	スピーカー回線		個	169	
	音量調整器		個	53	
	常用電源		組	1	
	非常電源		組	1	
	音圧確認、非常電源 による総合作動等		式	1	総合点検のみ
3	誘導灯設備点検				
	誘導灯		灯	39	
	配線点検		式	1	総合点検のみ

中部合同庁舎行政棟 消防設備 数量表

PAGE 2

※点検種類等・・・「備考」に明記しているもの以外は「総合点検」と「機器点検」の2点検実施

No	名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
4	消火器点検				
	粉末加圧消火器		本	20	
	二酸化炭素消火器	7型	本	1	
5	防火・防排煙設備点検				
	連動制御盤	10回線	台	1	
	煙感知器		個	8	
	防火戸		枚	7	
	防火シャッター		個	1	
	可動垂れ壁		連	11	
	手動開放装置		組	12	
6	屋内消火栓設備				
	加圧送水装置		組	1	
	制御盤		面	1	
	消火栓		組	8	
	起動スイッチ		個	8	
	水源(貯水槽)		組	1	
	呼水装置		組	1	
	放水試験		式	1	総合点検のみ
7	避難はしご設備				
	避難はしご(2～4F)		組	3	各フロア1箇所ずつ

旭町会館 消防設備 数量表

PAGE 2

※点検種類等・・・「備考」に明記しているもの以外は「総合点検」と「機器点検」の2点検実施

No	名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
3	誘導灯設備点検				
	誘導灯		台	16	
	配線点検		式	1	総合点検のみ
4	消火器点検				
	粉末加圧消火器		本	19	
	二酸化炭素消火器		本	2	
5	防火・防排煙設備点検				
	連動操作盤(7回線)		面	1	
	煙感知器		個	7	
	ダンパー		個	3	
	防火戸		枚	3	
	シャッター		枚	1	
6	屋内消火栓設備点検				
	加圧送水装置		組	1	
	制御盤		面	1	
	屋内消火栓		台	8	
	表示盤		面	1	
	水源(貯水槽)		面	1	
	呼水装置		式	1	
	放水試験費		式	1	総合点検のみ

修繕等の実施及び消耗品類の購入について

第1節 共通事項

1.1.1. 対象施設

- (1) 那覇市泉崎1丁目2番2号(本庁舎)
- (2) 名護市大南1丁目13番11号(北部合同庁舎)
- (3) 沖縄市美原1丁目6番34号(中部合同庁舎行政棟)
- (4) 那覇市旭町112-18(旭町会館)

1.1.2. 対象範囲

- (1) 保守点検対象範囲において共通仕様書Ⅱ1.1.3 保守の範囲を超えるもの
- (2) その他施設管理担当者の指示するもの

1.1.3. 業務対象金額

受注者は、設備機器及び施設の修繕業務等に係る金額、並びに消耗品類の購入に係る金額の合計額が200万円(税抜)まで負担するものとする。

第2節 設備機器及び施設の修繕業務

1.2.1. 業務内容

受注者は、対象施設の設備機器及び施設の性能、機能、健全性、及び安全性を確保することを目的とする設備機器及び施設の修繕を実施する。

設備機器の修繕とは、設備機器が故障した場合の復旧措置、または設備機器の機能低下及び故障停止並びに事故を未然に防止するための改善措置をいう。

施設の修繕とは、建築物及び構造物、付帯施設の漏水、ひび割れ、表面劣化、塗装剥れ、発錆、腐食、破損等の補修の実施をいう。また、施設の機能低下及び事故を未然に防止するための改善措置も含む。

受注者は、1箇所あたりの修繕金額が100万円(税込)未満の修繕業務を実施すること。

1.2.2. 実施方法

- (1) 修繕等の起案理由、作業内容、作業者、修繕金額、日時等について記録し、施設管理担当者に提出すること。
- (2) 受注者が修繕を実施した場合、受注者は必要に応じて当該修繕の内容を竣工図

書に反映し、かつ、使用した設計図、施工図等の書面を施設管理担当者に提出しなければならない。

- (3) 受注者が必要と判断した修繕が、1箇所あたりの修繕金額100万円（税込）以上となる場合は、速やかに修繕の依頼を施設管理担当者へ行わなければならない。

1.2.3. その他

- (1) 修繕に使用する部品等は、機器及び施設の性能及び機能が低下せず、過度な劣化が進行しないものを使用すること。
- (2) 突発的に施設及び設備の故障、機能不全等が発生した場合は、その原因等を探究し、保守点検方法及び予防保全措置への更なる改善を促すこと。
- (3) 修繕の実施後における、施設及び設備の性能及び機能が十分確保されているか、試運転及び調整、計測等により確認すること。
- (4) 不具合発生から機能回復まで1ヶ月以内を目標に実施すること。
- (5) 作業時における危険場所立ち入り禁止措置を講じること。
- (6) 施設の不具合状況及び修繕した場合の状況が、施設の耐震上及び構造上において、重大な影響を及ぼすと判断される場合は、受注者の業務範囲外とする。ただし、その状況について速やかに施設管理担当者に報告しなければならない。
- (7) 設備に付随する機器・部品（ただし、備品等を除く。）の交換等により新たに取得された機器・部品等の所有権は発注者に帰属するものとする。
- (8) 本件施設以外に別途、受注者自らが設置した機器は、受注者が所有権を有する。

第3節 消耗品類の調達管理

1.3.1. 業務内容及び範囲

受注者は、業務を履行するため及び、施設並びに設備を適正に保全するために使用する消耗品類の購入及び管理業務を実施する。

ただし、共通仕様書Ⅱ1.1.3 保守の範囲、別表1 直接経費の分担表で受注者の負担となっているものを除く。

なお、購入できる消耗品類の単価は3万円（税込）未満とする。

1.3.2. 実施方法

- (1) 消耗品類購入の起案理由、購入予定金額、納品日等について記録し、施設管理担当者に提出すること。
- (2) 受注者は、消耗品類の受払状況を記録した在庫管理表（部品名、購入年月日、使用記録、在庫量等を記載）を備え付け、常にその残高を明らかにし、施設管理担当者に報告すること。

1.3.3. その他

- (1) 本業務開始前に発注者が引き渡した消耗品類及び本業務にて購入した消耗品類は、本業務を履行するために必要な範囲において、受注者が使用できる。
- (2) 交換する補修用材料及び油脂類等は、設備機器の故障発生や劣化進行を生じさせない物とすること。
- (3) 適切な交換頻度とし、設備機器の故障発生や劣化進行を生じさせないこと。
- (4) 常に物品の在庫量を把握するとともに、施設の運転に支障がないよう、適切な調達管理を実施すること。
- (5) 部品調達状況を常に把握し、入手困難になると予測される場合は、必要に応じて在庫を確保する等の措置を講じること。
- (6) 部品の製造中止などにより調達困難になると予測される場合は、施設管理担当者に対して費目、入手できない理由、予測される事態、措置方法の案等を取り纏めた報告書を提出すること。